

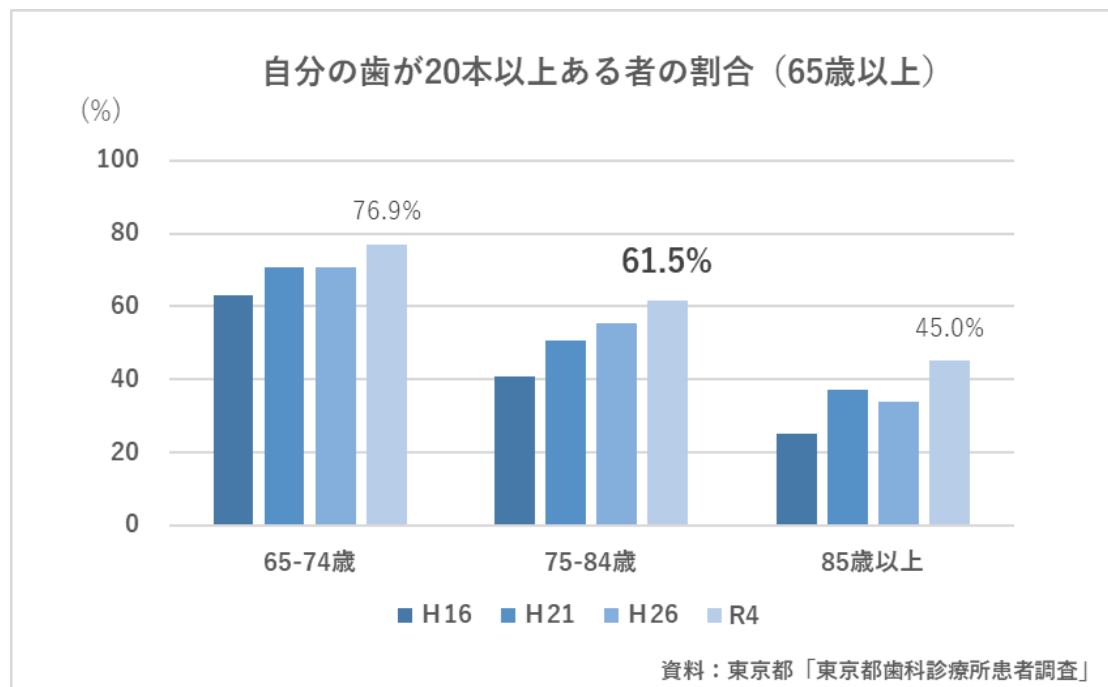
第 7 節 歯科保健医療

- ライフコースに沿った歯と口の健康づくりの推進に向けて、ライフステージごとの特徴を踏まえた歯科疾患予防等の重要性に関する普及啓発に取り組んでいきます。
- 生涯を通じて歯と口の健康を維持するために、かかりつけ歯科医での予防管理と医科歯科連携の推進に向けて取り組んでいきます。
- 障害者や在宅療養者への歯科保健医療の提供等、誰一人取り残さず、多様な歯科保健医療ニーズに対応できるよう、必要な医療提供体制の確保や医療機能の分化・連携等を促進していきます。
- 健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策を推進していきます。

現 状

1 都民の歯と口の状況

- 「東京都歯科診療所患者調査（令和4年度）」（東京都）では、都民の歯と口の状況は、8020¹を達成している者（75歳～84歳）の割合が61.5%に達するなど、生涯を通じて、自分の歯で食べて、話すことができる都民が増えています。



¹ 8020とは、生涯を通じて自分の歯で食べるため、「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という数値目標を示したもの。

- 一方で、乳幼児期における咬合異常の割合（3歳児）の悪化、学齢期から成人期におけるむし歯（う蝕）や歯周病等の増加が見られます。
- 「東京の歯科保健（令和4年度）」（東京都）では、歯を喪失する主な原因の一つである歯周病について、治療等が必要になる進行した歯周病を有する者の割合は増加傾向となっています。令和3年度において、歯周ポケットの深さが4mm以上（進行した歯周病）を有する者の割合は、40歳～49歳では、43.5%で、平成28年度の40.8%と比較して2.7ポイント悪化しています。年代別では、30代以降に増加する傾向にあります。

2 都民の歯科保健に関する知識と行動の状況

- 「東京都歯科診療所患者調査（令和4年度）」（東京都）では、1日に10分間程度の時間をかけて丁寧な歯みがきを、ほぼ毎日行っていると回答した者の割合は、20歳～39歳が32.5%、40歳～64歳が28.7%、65歳以上で35.4%となります。
- また、糖尿病が歯周病のリスクであることを知っていると回答した者の割合（20歳～64歳）は52.6%であり、都民の約半数の理解に留まっています。
- 加えて、かかりつけ歯科医で定期健診又は予防処置を受けていると回答した者の割合（20歳～64歳）は、82.3%であり、前回調査時の平成26年度の58.0%と比較して、24.3ポイント増加しています。
- 「青年期実態調査（令和4年度）」（東京都）では、青年期において、かかりつけ歯科医を持っていると回答した者の割合は47.0%であり、未だ半数に満たない状況です。

3 医科歯科連携の状況

- 「医療機能実態調査（令和4年度）」（東京都）では、周術期口腔機能管理において、医科と連携を図っていると回答した歯科診療所の割合は、31.4%となります。
- また、医科に受診が必要と思われる患者に対して医科と連携した対応を行っている歯科診療所の割合は、75.5%となります。

4 障害者歯科医療及び在宅歯科医療の状況

- 「医療機能実態調査（令和4年度）」（東京都）では、障害者歯科医療に対応していると回答した歯科診療所の割合は37.4%となります。また、「東京都における障害児（者）の歯科保健医療に関する実態調査（令和4年度）」（東京都）では、定期的な歯科健診を実施していると回答した障害者施設等の割合は71.7%とな

ります。

- 「医療施設調査（令和2年度）」（厚生労働省）では、在宅歯科医療に取り組んでいると回答した歯科診療所の割合は 24.6%となります。また、「介護保険施設等における口腔ケア等実態調査（令和4年度）」（東京都）では、定期的な歯科健診を実施している介護保険施設等の割合は 79.0%となります。

5 健康危機（大規模災害等）における歯科保健医療対策の状況

- 「災害時の歯科保健医療活動に関する調査（令和4年度）」（東京都）では、地域防災計画等において、災害時の歯科保健医療活動に関する記載がある区市町村は、43 自治体である一方、災害時の歯科保健医療活動に関するマニュアルや医療救護活動マニュアル等に歯科保健医療活動に関する記載がある区市町村は 11 自治体、災害用の口腔衛生用品を備蓄している区市町村は 23 自治体となります。

これまでの取組

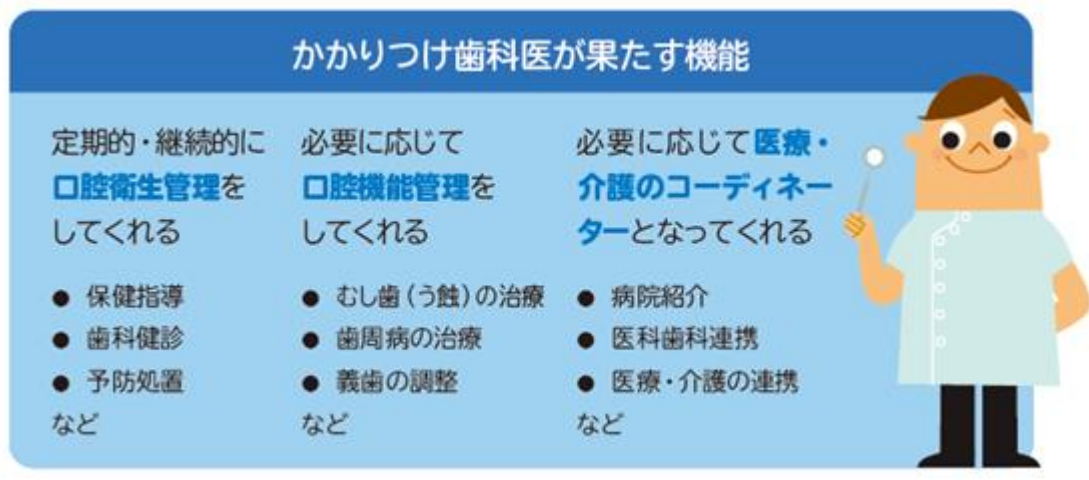
1 ライフステージに応じた歯と口の健康づくり

- 平成 30 年度に東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」を策定し、生涯を通じた歯と口の健康づくりの重要性について、ライフステージに沿った普及啓発に取り組んでいます。
- 食を通じた口腔機能の獲得の重要性や多数歯う蝕のある子供と保護者に対する支援等に関する講演会を実施しています。
- 高齢者に対する口腔機能の維持・向上の重要性と、お口の体操（嚥下体操）等の実践方法に関する普及啓発に取り組んでいます。

2 かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携に向けた取組

- 全てのライフステージを通じて、歯と口の健康を維持していくため、日常的に都民自らが口腔ケアに取り組むとともに、かかりつけ歯科医を持って、定期的に保健指導や歯科健診、予防処置を受けることの重要性を普及啓発しています。
- 身近な地域で周術期口腔機能管理に対応するかかりつけ歯科医療機関を増やすため、歯科医師や歯科衛生士を対象とする研修会を実施するとともに、研修修了者が属する医療機関を周術期医療連携登録歯科医療機関として登録し、周術期における医科歯科連携の推進を図っています。
- 糖尿病等の患者の治療や在宅療養、摂食嚥下機能支援等に際して必要となる歯科と医科、介護職等の多職種との連携促進に向けた研修会や圏域別会議の開催等、

取組を進めています。



3 地域で支える障害者歯科保健医療の推進

- 東京都立心身障害者口腔保健センターにおいて、地域の歯科医療機関での対応が難しい障害者等の歯科診療を実施するとともに、施設職員や家族等を対象にした口腔ケアの重要性や日常的な対応等を学ぶ研修会を実施しています。
- 障害者が身近な地域で定期的な口腔健康管理を受けることができるよう、東京都立心身障害者口腔保健センターにおいて、歯科医師や歯科衛生士を対象とした対応力向上に向けた研修会等を実施しています。
- 都保健所では、研修会等を通じて、障害者施設等における口腔健康管理を支援しています。

4 在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制の推進

- 在宅歯科医療に携わる医療機関の確保に向けて、歯科医師や歯科衛生士を対象とした摂食嚥下機能支援に関する研修会を実施するとともに、在宅歯科医療を行うために必要となる医療機器を整備する医療機関を支援しています。
- 在宅療養者に対する口腔ケアや歯科受診の重要性に対する理解を促進するため、日常的に支える家族や医療職・介護職等の多職種を対象とした研修会の実施や普及啓発に取り組んでいます。

5 健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策

- 都は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における歯科医療救護活動の方針を示すため、平成 29 年 12 月に「災害時歯科医療救護活動ガイドライン」を策定しました。

- 都や区市町村では、関係団体との間で、災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、防災訓練や図上訓練等を実施しています。

課題と取組の方向性

<課題 1>生涯を通じた歯と口の健康づくり

- 1歳6か月児、3歳児とも、むし歯（う蝕）のない子供の割合は増え続けており、全国平均よりも高くなっています。引き続き、むし歯（う蝕）の予防を徹底していく必要があります。
- 歯周病の重症化を防ぐためには、日常的な口腔ケアや定期的な歯科受診の習慣づけによる予防と早期発見・早期治療が必要になります。しかし、中学・高校卒業後は、ライフスタイルが変化し、学校歯科医による指導の機会が減るなど、むし歯（う蝕）や歯周病のリスクが高まる傾向にあります。
- 口腔機能の衰え（オーラルフレイル）は、身体の衰え（フレイル）と大きく関わっており、高齢期においては、フレイル予防のため、口腔機能の維持・向上を図り、日々の食事を通じて良好な栄養状態を保つことが必要です。

（取組 1）ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進

- ライフコースに沿った歯と口の健康づくりを図るため、各ライフステージにおいてむし歯（う蝕）予防としてのフッ化物の利用や歯周病予防としての口腔ケアの実施等に関する重要性について普及啓発していきます。
- 学校歯科保健活動等を通じ、生涯を通じた歯と口の健康を維持するために必要な口腔ケアの習慣や生活習慣の基礎を身に付けるよう、啓発していきます。
- 青年期を対象に、口腔ケアに関する知識や歯周病予防の大切さ、かかりつけ歯科医を持ち、定期的を受診することの意義等について、普及啓発を実施していきます。また、かかりつけ歯科医を持つ割合が他の年代と比較して少ないこと等も踏まえ、本人に対してだけでなく、学校や企業側に対しても、定期的に学生や従業員が歯科健診を受けることの重要性を働きかけるなど、それぞれの意識や行動変容を促すことにより、社会全体での歯と口の健康づくりの推進に向けて機運を醸成していきます。
- 高齢期に対しては、いつまでも健康で過ごすために、日常的な口腔ケアや定期的な歯科健診の受診等の歯の喪失に対する取組に加えて、口腔機能の維持・向上に向けた取組や適切な栄養摂取の必要性を啓発していきます。

<課題 2> かかりつけ歯科医における予防管理と医科歯科連携

- かかりつけ歯科医を持つ者は、年々増加していますが、乳幼児期、学齢期、青年期においては、かかりつけ歯科医での定期健診や予防管理の定着が未だ不十分な状況です。
- 糖尿病や喫煙、心疾患、脳梗塞、早産・低体重児出産など全身の健康は歯周病と深い関わりがあり、糖尿病などの患者の治療に、医科と歯科が連携して取り組むことが必要です。
- 「医療機能実態調査（令和4年度）」（東京都）では、周術期口腔機能管理における医科歯科連携を行っている歯科診療所の割合は、約3割と増加していますが、より患者に身近な地域のかかりつけ歯科医が対応できるよう、周術期口腔機能管理に対応するかかりつけ歯科医を増やしていくことが必要です。

（取組 2） かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携の推進

- 都民が、かかりつけ歯科医の機能を正しく理解し、生涯を通じて自ら口腔ケアに取り組むとともに、全てのライフステージを通じて、かかりつけ歯科医で定期的に歯科健診や予防処置を受けるよう、ライフコースアプローチ²に基づいた啓発を行っていきます。特に、青年期に対しては、定期的な歯科健診や予防処置を受けることの重要性に関する普及啓発について、更に強化していきます。
- 医科と連携して、歯周疾患との関連が指摘される糖尿病をはじめとする生活習慣病などの患者や周術期口腔機能管理が必要な者、在宅療養者の歯科治療等に取り組む医療機関を増やすことで、医科歯科連携体制の充実を図っていきます。
- 周術期口腔機能管理に対応する歯科医師、歯科衛生士を育成するための研修会を開催するとともに、研修修了者の情報を活用して病院と歯科医療機関との連携をより一層推進します。

<課題 3> 障害者歯科保健医療の推進

- 「医療機能実態調査（令和4年度）」（東京都）では、都内全域において、障害者に対応する歯科診療所の割合は37.4%となります。障害者にとって、身近なところで口腔健康管理を受けることができる環境を整えることが大変重要であり、対応できるかかりつけ歯科医を増やしていくことが必要です。

² ライフコースアプローチとは、現在の健康状態は、これまでの自らの生活習慣や社会環境等の影響を受ける可能性があることや、次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があるものであることを踏まえた、胎児期から老齢期に至るまで人の生涯を経時的に捉えた健康づくりに関する考え方のこと〔「健康日本21（第三次）推進のための説明資料」の抜粋・改変〕

- 障害の内容や状態に応じて、地域の歯科診療所では対応が難しい場合は、全身管理下でのより専門的な歯科医療を提供することが求められますが、現状では、対応できる医療機関に限られる地域があり、障害者への歯科医療提供体制の充実を図る必要があります。

（取組 3）地域で支える障害者歯科保健医療の推進

- 障害者が地域で定期的・継続的に口腔健康管理を受けられるよう、東京都立心身障害者口腔保健センターにおいて各種研修会を実施し、障害者歯科保健医療に携わる歯科医師を育成することで、障害者に対応する歯科診療所を確保していきます。
- 障害の状態等により、身近な地域の歯科医療機関での治療等が困難な場合、全身管理下で歯科治療等を受けることができるよう、専門的な医療機関の受入体制の拡充等に向けた支援や、障害者に対応する地域の歯科診療所と専門的な医療機関との役割分担・連携に向けた取組を進めていきます。

<課題 4> 在宅歯科医療体制の充実

- 在宅で療養する場合には、むし歯（う蝕）や歯周病の予防のために、家族や介護職等の多職種による日常的な口腔ケアやかかりつけ歯科医による定期健診・予防処置を受けられる環境が必要です。
- 在宅療養者の口の中の衛生状況や口腔機能を維持・向上させるためには、日常的な口腔ケアの重要性に対する本人や周りで支える家族、医療職・介護職等の理解が必要であるとともに、多職種が連携し、必要に応じて歯科受診に繋げる等、対応することが求められます。

（取組 4）在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制の推進

- 在宅療養者への歯科医療提供体制を充実させるため、在宅歯科医療に携わる歯科医師等を育成するとともに、在宅歯科医療に必要な医療機器の整備に係る支援等を実施していきます。
- 在宅療養者の口腔機能の維持・向上を図るため、在宅療養を支える医療職や介護職等の多職種や在宅療養者の家族に対して、日常的な口腔ケアの大切さや必要な歯科知識に関する理解の促進に向けた取組を実施していきます。

<課題 5> 健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策

- 都は、平成 29（2017）年に策定した「災害時歯科医療救護活動ガイドライン」の内容は、主に災害時の歯科医療救護活動（初動医療体制の確立、医薬品等の確保、医療施設の整備など）の方針を示したものです。区市町村による災害時の歯科保健医療活動（口腔衛生管理、口腔機能管理等）に係る体制整備を促すため、歯科保健医療活動に関する内容を充実させる必要があります。
- 災害時の二次的な健康被害（口腔清掃不良や口腔機能の低下により生じる誤嚥性肺炎の発症等）を最小限に抑えるためにも、区市町村の取組を支援することが求められます。

（取組 5）健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策の推進

- 都の災害時歯科医療救護活動ガイドラインを改定し、被災者の避難生活に係る歯科保健医療活動に関する内容を充実するとともに、平時から関係部署や関係団体等と連携して、災害時の歯科保健医療体制を整備できる人材の育成を支援することにより、区市町村における災害時の歯科保健医療活動の取組を促していきます。
- 災害発生直後に不足しがちな口腔衛生用品について、区市町村による備蓄等の対応を促すとともに、都民が防災用に備蓄しておく必要性についても普及啓発していきます。

評価指標

取組	指標名	現状	目標値
取組 1	8020 を達成した者の割合（75 歳～84 歳）	61.5% （令和 4 年度）	65.0%
取組 2	かかりつけ歯科医で定期健診又は予防処置（フッ化物塗布等）を受けている者の割合（18 歳～30 歳）	69.7% （令和 4 年度）	増加
取組 2	周術期口腔機能管理料（Ⅰ）～（Ⅲ）の算定件数	99,029 件 （令和 4 年度）	増加
取組 3	障害者に対応する歯科診療所の割合	37.4% （令和 4 年度）	50.0%
取組 4	在宅医療サービスを実施している歯科診療所の割合	24.6% （令和 4 年度）	35.0%

【東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」（第一次改定）】

- 東京都では、平成5年に「東京都歯科保健医療推進計画（西暦2000年の歯科保健目標）」を策定し、5年ごとに実施する都民の口腔内や歯科保健行動等の調査結果を基に計画の評価・見直しを行い、歯科保健施策を進めてきました。
- 平成30年度には、計画期間を6か年に変更した上で新たに「東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」」を策定し、令和6年度からは第二次計画として、区市町村や教育・保育関係者、歯科医療関係者、関係団体、保険者・事業者等とともに、都民の健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を目指し、社会全体で誰一人取り残すことがないようにライフコースアプローチに基づいた歯と口の健康づくりに取り組んでいきます。
- 生涯にわたる歯と口の健康が、日々の生活の質の向上に寄与するとともに、全身の健康と深く関わっていることから、都民自らが、生涯を通じて歯科疾患の予防や口腔機能の維持・向上等に取り組むことが重要です。
- そのため、「東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」（第一次改定）」では、都民の目指す姿として、「都民がいつまでもおいしく食べ、笑顔で人生を過ごすことができること」を掲げ、その実現に向け、都民が実践する3つの取組を示しています。
 - 1 「日常的に自ら口腔ケアに取り組む（セルフケア）」
 - 2 「かかりつけ歯科医を持ち、定期的に保健指導や歯科健診、予防処置を受ける（プロフェッショナルケア）」
 - 3 「区市町村、学校、職場等において歯科健診や健康教育等を受ける（コミュニティケア）」
- また、本計画では、都民が実践する3つの取組を促すため、4本の柱を掲げて、取組を進めていきます。
 - 1 ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進
 - 2 かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携の推進
 - 3 地域で支える障害者歯科保健医療の推進
 - 4 在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制の推進
- さらに、地震や風水害等の災害時における都民の歯と口の健康被害を軽減するための体制整備など、対応すべき課題も生じていることから、「健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策の推進」を重点事項に位置付けて、取組を進めていきます。

「いい歯東京」における都民の目指す姿と計画の柱

都民の目指す姿



都民がいつまでもおいしく食べ、笑顔で人生を過ごすことができること

都民が実践する3つの取組



区市町村、学校、職場等において
歯科健診や健康教育等を受ける
(コミュニティケア)



日常的に自ら口腔ケアに取り組む
(セルフケア)



かかりつけ歯科医を持ち、定期的に保健指導や
歯科健診、予防処置（フッ化物塗布等）を受ける
(プロフェッショナルケア)

